

京都市告示第387号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第10備考2の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の審査をすることができる者について、次のように定め、告示します。

平成24年12月28日

京都市長 門川大作

- 1 審査対象が、住宅の用途に供する部分のみである場合
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 2 1に規定する場合以外の場合
 - (1) 1(2)に規定する者
 - (2) 建築基準法第77条の21に規定する指定確認検査機関であり、かつ、1(1)に規定する者

(都市計画局建築指導部建築審査課)